

2017年度③

小 論 文

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文③

課題文を読んで、以下の設問に解答しなさい。

法廷で1人の被告が罪を疑われている。有罪か無罪かを決めるのは陪審員たちの多数決だ。しかしどの陪審員も罪の有無を100%の確率で判断することはできない。間違える可能性があるわけだ。間違えるとは何か。有罪が真実のときに無罪と判断してしまうこと、無罪が真実のときに有罪と判断してしまうことだ。

真実は神のみぞ知る。人間の理性による判断はそれに及ばない。しかし罪の有無を、表と裏が半々の確率で出るコイントスで決めることと比べれば、人間の理性による判断のほうが優れているのではないか。つまり人間の理性による判断が正しい確率を v で表すと、その値は1よりは低いが、0.5よりは高い。

1人の陪審員が正しい判断ができる確率、すなわち「有罪が真実のときに有罪と判断でき、無罪が真実のときに無罪と判断できる確率」が v である。逆に、間違える確率は $1 - v$ だ。ところで v は^{ヴェリテ} *vérité* (真実) の頭文字で、この記法はコンドルセに従っている。通常なら確率を表記するときには v でなく、^{プロバビリテ} *probabilité* (確率) の頭文字 p を用いるので、これはコンドルセの問題意識の反映にほかならない。

コンドルセの問題意識とは何か。それは多数決の判断が正しい確率はどれほどのものになるかということだ。例えば3人の陪審員(アラン、ジャン、フランソワ)がいるとして、多数決の結果が正しくなる確率はいくらになるか。その確率を求めるため、ここでは簡単のため v を0.6として考えていこう。八つの場合分けが必要だが、それぞれのケースを丁寧に見ていく。

ケース1 3人全員が間違える。このときは当然、多数決の結果は間違い。

ケース2 アランだけが正しく、他の2人は間違える。このとき1対2なので、間違えている側が勝つ。つまり多数決の結果は間違い。

ケース3 ジャンだけが正しく、他の2人は間違える。このとき1対2なので、間違えている側が勝つ。つまり多数決の結果は間違い。

ケース4 フランソワだけが正しく、他の2人は間違える。このとき1対2なので、間違えている側が勝つ。つまり多数決の結果は間違い。

ケース5 アランとジャンは正しく、フランソワは間違える。このとき2対1なの

で、正しい側が勝つ。つまり多数決の結果は正しい。

ケース6 アランとフランソワは正しく、ジャンは間違える。このとき2対1なので、正しい側が勝つ。つまり多数決の結果は正しい。

ケース7 ジャンとフランソワは正しく、アランは間違える。このとき2対1なので、正しい側が勝つ。つまり多数決の結果は正しい。

ケース8 3人全員が正しい。このときは当然、多数決の結果は正しい。

さて、多数決の結果が正しくなるのはケース5からケース8、つまり3人のうち2人以上が正しいときである。そうなる確率は、ケース5からケース8が起こる確率の和である。計算するとその値は下記の式のように0.648となる。この値が $v = 0.6$ より高いという点が重要だ。つまり陪審員3人で判断するほうが、1人で判断するよりも正しい確率が高くなる。

$$3 \times 0.6^2 \times (1 - 0.6) + 0.6^3 = 0.648$$

0.648だと0.6と差があまりないように見えるかもしれないが、陪審員の数を増やすと、多数決の結果が正しい確率は急速に大きくなる。例えばその値は7人で0.7を超し、101人だと0.97を超す。意外な結果かもしれないが、その理屈は難しくない。

まず当たり前だが、1人だけで正しく判断できるのは、その1人が正しいときだけだ。1人中1人という全員である。

ところが3人ならどうなるか。3人のうち2人が正しければ、多数決の結果は正しくなる。3人全員までが正しくある必要はない。このハードルは陪審員の人数を増やすとさらに下がる。例えば9人だと、そのうち5人だけでも正しければ多数決の結果は正しくなる。101人ならほぼ半数の51人だけでよい。

多数決のもとでは、正しい判断をずる者が半数をわずかにでも越しさえすれば、結果が正しくなるからだ。そのハードル、つまり正しい判断をする者が過半数となる確率は、陪審員の人数が増えるにつれ、100%近くまで上昇する。

技術的なことをいえば、これは統計学でいう「大数の法則」の応用である。これは大まかに言えば「統計のデータが増えるにつれ、そのデータの平均は真の平均に近づく」というものだ。例えばサイコロでいうと、何度も振るにつれて、各面が出た回数の割合は1/6に近づいていく。陪審員でいうと、人数が増えるにつれて、正しい判断

をする者の割合が v に近づいていく。そして v は0.5より高い、つまり正しい判断をする者の割合が50%を超すので、多数決の判断が正しい確率は100%に限りなく近づく。

極端な話、陪審員が多いどころか、いっそ無限人いるとしよう。そのうち個々の1人が正しい判断をする確率は v なので、無限人のうち正しい判断をする者の割合はちょうど v である。そして v は0.5より高いので、過半数の陪審員が正しい判断をするということで、多数決の結果は必ず正しい。100%の正確率というわけだ。

陪審定理の結果は驚きだが、トリックを知ればそれが成り立つのは直観的であろう。その厳密な証明は、大学レベルの数学の知識があれば容易に追うことができる。むしろコンドルセの画期性は、多数決という社会制度の性能評価に「大数の法則」という統計学の成果を使うという、着想の新奇性にある。

さて、現実には陪審員の数は有限なので、正確率は100%にまでは至らない。しかし人数が増えるにつれ、それは100%に限りなく近づいていく。これを**陪審定理**という。

つまり自分は「有罪」を投じたが、多数決の結果が「無罪」であったときには、自分の判断は高い確率で間違えていたというわけだ。自分の意に沿わない、気に入らない結果が出たと考えるべきではない、自分が間違えていたわけだから。

陪審定理が成り立つためには以下の二条件が満たされている必要がある。

条件1 陪審員は被告人と事件に関する情報を適切に与えられており、自分の理性を働かせようと努めること。いわば情報開示がなされており、また偏見や思い込みで判断しない。これにより v が0.5より高いと想定できる。

条件2 陪審員は自分の頭で考えて有罪か無罪かを判断すること。投票の前に討議の機会があってもよい。ただし、その場の雰囲気流されたり、勝ちそうな方を予想してそちらに投票したりしない。これは v が統計的に独立であることを意味する。

陪審定理の数学的な一般化は多くなされており、実際には条件1と条件2はかなり緩めることができる。しかし大意として、陪審員たちが平均的にコイントスより正しい判断ができること、そして彼らの判断に独立性が高いことは、陪審定理の成立にとって本質的である。つまり条件1と条件2は概ね成り立たねばならない。

なるほど条件1と条件2が成り立つよう陪審の場を整えることが大事なのだ、と話

は終わらない。むしろこれは出発点である。

コンドルセの議論を整理していま述べた形の結果に「陪審定理」と名付けたのは、先にも登場したダンカン・ブラックである。彼が1958年の著書『委員会と選挙の理論』のなかでそう名付けた。陪審定理とは巧みな命名だが、コンドルセが考えていたのは陪審ではなく通常の投票であった。そこでの「正しい」判断とは何を意味するのか、ブラックはコンドルセの意図にまでは深く注意を払っていない。

そこでコンドルセが述べた、法案の賛否を表明する投票において、有権者が取るべき心的態度について注目しよう。

これは私自身ではなく、全員にとっての問いなのだ。つまり私は、私だけにとってよいと思うものを選ぶべきではない。自分自身の意見から抜け出たうえで何が理性と真理に適合するか選ばねばならない。(Condorcet 1785, pp. cvi-cvii)

これでも意識しているのだが、まだいささか文意が汲みにくい。しかし「自分自身の意見から抜け出たうえで」を「自分だけの利益から抜け出たうえで」と解釈すると、文意は汲みやすいだろう。要するにコンドルセいわく、投票において有権者は、自分だけに関わる私的な利益ではなく、自分が関わる公的な利益への判断を求められているのだ。こう読むと陪審定理における「正しい」の意味は通常の投票でもひとまず通じる。

この文章が、ルソーを強く念頭に置いていたものだと指摘したのが、現代の政治学者バーナード・グロフマンとスコット・フェルドである。彼らは1988年のアメリカン・ポリティカル・サイエンス・レビュー誌に「ルソーの一般意志——コンドルセ流の観点」という論文を発表し、ルソーによる次の文章をコンドルセの先の文章と比較し論じた。

人民集会に法案がかけられたとき、人民に問われているのは、彼らがそれを認めるか否かではない。問われているのはその法案が、人民の意志である一般意志に合致するか否かである。(ルソー『社会契約論』第四編二章)

「一般意志」という言葉はひとまず置くとして、よく読むとコンドルセとルソーの

文章は類似している。これに限らずコンドルセは著作でルソーの『社会契約論』を明らかに意識した文章をいくつも書いている。コンドルセによる投票研究の思想的源流はルソーにある、というのがグロフマンとフェルドの発見であった。

そして一般意志だが、これはルソーの政治思想の核心にある、平易とは言いがたい概念である。次節でその大まかな解説をするが、ここでは一般意志を「人々の共存と相互尊重を志向する意志」のように捉えておけば、コンドルセとルソーの文章の類似性は一層明確であろう。

ところで出版年でいうと、ルソーの『社会契約論』は1762年、コンドルセの『多数決による決定の蓋然性への解析の応用』は1785年なので、コンドルセのほうが後である。当時『社会契約論』は禁書指定を受けながら密かに読まれていたものなので、コンドルセはルソーについて明示的に述べなかったのだと思われる。

多数決をめぐる最大の倫理的課題は、なぜ少数派が多数派の意見に従わねばならないのか、というものだ。従わなければ罰されるからというのは服従する理由であって、従うべき義務の説明にはなっていない。また「結果がこうなったのだから従うのが義務だ」というのは義務の押し付けであって、その「義務」の正しさを生じさせることに成功していない。すなわち多数決においては結果に従うべき正当性が求められる。

陪審の評決については、多数派の判断が正しい確率が非常に高い、というのがその正当性を支えていた。では法案の審議ではどうか。多数派の判断が一般意志に適う確率が非常に高い、とはどのような正当性を与えるのか。それを理解するためにはルソーの議論における、一般意志と立法について知る必要がある。そしてそれらの議論は、望ましい集約ルールが何であるかの探究を超えて、近代市民社会を支える根本理念を、私たちに強烈に照射することになる。

人民主権論を打ち立てたジャン=ジャック・ルソーはフランス革命の思想的な象徴であり、政治思想に関するもののみならず、小説や自伝などさまざまなジャンルの著作で知られている。これから触れるのは『社会契約論』、人民主権の原理を突き詰めて追究した彼の主著の一つである。旧^{アンシャン・レジーム}体制下の1762年に出版されたが主に宗教上の考えが理由で発禁となり、革命後の動乱期においては聖典のように扱われた。日本では明治期に中江兆民が部分訳を『民約論』として公刊し、自由民権運動の時代精神をかたどった。

『社会契約論』はルソーが圧巻の筆力で、入り組んだ論理を疾走しながら次々と概

念を生成していく、難解だが明晰な書物である。要約にはまったく向いていない。ここでは本書と直接の関係が深い内容に焦点を絞り、補助的な説明を加えつつ、骨子を説明していく。

ルソーは1755年の前著『人間不平等起源論』で、社会で不平等が拡大するなかで人間同士が疎外していくプロセスを描いた。そこには支配する者と、支配されるものが現れ、支配する者のなかには高慢と虚栄がはびこり、支配される者のなかには卑屈と追従が生まれる。

究極的にはそれは、少数の富者に政治的権力が集中し、多数の弱者が奴隷のような状態へと行きつく。そこでは支配する少数の富者さえも、高慢と虚栄に捕らえられた欲望の奴隷である。富者が奴隷とは何だと思うかもしれないが、立派な衣装を着た操り人形が、欲望という名のご主人様に操られているイメージである。悲惨と悪徳に満ちた状態。『人間不平等起源論』はネガティブな著作だといってよい。

ではそのプロセスから抜け出すことは人間に可能か。『社会契約論』はその可能性を探る、よりポジティブな著作だといえる。しかし楽観的とはいえない。むしろルソーが探るのは一筋の光明である。自由な社会の設立はいかにして可能で、その運営はどのような原理に基づかねばならないのか。

ここでいう自由は奴隷の反意語と考えてよい。そして奴隷はルソーがよく引き合いに出す語である。「奴隷は鉄鎖のなかですべてを失ってしまう。そこから逃れたいという意欲までも」というフレーズは特によく知られている。圧政に隷従し、卑屈と追従を続けるうちに、奴隷はその状態に飼い馴らされてしまうというわけだ。

奴隷状態は正当化できない。奴隷がその状態に飼い馴らされているのなら、それは最初の暴力に負けたことに起因しており、奴隷として服従する義務を引き受けたからではない。そして、もし飼い馴らされていないなら、いまの暴力にやむなく従っているだけだ。暴力に支配されることと、義務を遂行することは、まったく別種の行為である。奴隷状態は権利や義務でなく、暴力が生み出したものに過ぎない。

どうすれば正当な、人間が奴隷にならない、自由にいられる社会を築けるのだろうか。そのための手段が、互いを対等の立場として受け入れ合う**社会契約**である。それは何か。

ルソーの構想する社会契約において、人々是一个の分割不能な共同体へと結合し、また彼らはすべての権利を共同体に渡して一つに束ねる。これが契約行為である。

各人が契約する相手は、神様でも王様でも他人でもなくて「自分たち」、つまり自

分を含む契約当事者たちが構成する共同体である。この共同体を**人民**という。また、束ねた権利のことを**主権**という。人民に主権は属するので、これを**人民主権**という。人間は多様だが、彼らが行う契約行為は完全に等しいゆえ、社会契約は人々のあいだで完全に対等である。ではこの共同体はいかにして運営されるのか。キーワードは一般意志である。

ルソーの議論において、人民は一般意志の指揮のもとに置かれるとされる。だがこれは誰かや何かの管理下に置かれるわけではない。

人民とは構成員たちからなる一個の分割不能な共同体であり、一人ひとりの構成員ではない。そして**一般意志**とは、個々の人間が自らの特殊性をいったん離れて意志を一般化したものだ。意志を一般化するとは、自己利益の追求に何が必要かをひとまず脇に置いて、自分を含む多様な人間がともに必要とするものは何かを探ろうとすることである。

それゆえ一般意志は人々を対等に扱い、人間に共通の必要を尊重し、平等性を志向する傾向を持つ。個人が特殊的な「私」の次元から一般的な「公」の次元へと思考を移すという、熟議的理性の行使——それを意志の一般化と呼ぼう——を通じて自分たちで共同体を運営するのが、人民が一般意志の指揮のもとに置かれるということだ。

これを特に難しく捉える必要はない。自治には公私の区別が必要だということを、純化して表現したものだからだ。要するに、私的領域では自分のことだけを考えるのが許容されても、公的領域ではそうではないということだ。公私の領域に区別がないと、往々にして「公」の名のもとに「私」が踏みにじられる。だからそれはあったほうがよい。

「熟議的理性」という言葉に一点注意しておく。英語だと熟議は **deliberation**（仏語だと **délibération**）だが、この語は熟慮をも意味する。だから英語の **deliberation** を和訳するときには、熟議なのか熟慮なのか、日本語の選定に注意せねばならない。熟議だと複数の人が会話しないとできないが、熟慮だと一人で黙ってできるので、日本語の印象はかなり異なる。では熟議と熟慮を使い分けずに内包する **deliberation** の本質は何かというと、思索を通じて考えを形成したり変えたりすること、その行為の前後における変化である。

熟議的理性を行使するとは、理性に尋ねて考えを形成したり変えたりすることだ。そのような行為をわざわざするのが、私から公の次元へ思考を移すということである。

なぜそのようなことをせねばならないのか。それは人間が多様だからだ。

人間が一樣ならば自分も他人も同じようなものなので、わざわざ熟議的理性を行使して、意志を一般化してまで、ともに必要とする社会基盤が何かを探る必要性は乏しい。自分がいて、他者がいて、それぞれ異なるから、各自がそのような面倒な行為をする必要があるのだ。それは自分を離れるというよりは、自分のなかに深く潜り、他者と人間としての共通点を見付け、それを尊重しようとする営みである。

理性が情動より高貴だとか上位だとか言っているわけではない。理性も公的領域もそこまでの高みを欲してはいない。単に公的領域においては理性の行使が要請されるのだ。意志を一般化するとはその要請を引き受けること、そのような主体としての自分を選び取ることだ。だからこの作業は言うなればアイデンティティの選択であり、自分を放棄するわけでも離脱するわけでもない。

しばしばなされる誤解だが、一般意志を全体主義的に捉えるのは大きな誤りである。むしろそれは多様な人間が共存する基盤、自由社会の枠組みを志向するものだからだ。一般意志は差別や偏見を許容しない。社会契約はその成り立ちから、法のもとの平等や一人一票の原則を含む、構成員間の政治的平等を重視する。これは政治的権力や政治的権威に構成員間で大きな偏りがある、全体主義的体制ではありえないことだ。

人々は社会契約により、所有権の保護や人格の尊重、そして自由の創設などを獲得する。これは「互いの認め合い」であり、それにより人々の暮らしは以前よりよきものとなる。そのために契約しようとする人間の心理の基盤は何かというと、利己心である。だが利己心といっても一通りではない。節度のあるなしで利己心の現れ方は大きく異なってくる。

社会契約をなすためには、自分のみならず他者をも尊重するという節度の心理が不可欠である。それは利他心というより、節度のある^{アムール・プロプル}利己心である。「自分だけを尊重しろ」や「自分だけは優遇しろ」という節度なき利己心が暴れると、契約には至れない。

ではこの節度ある利己心の、根っこの感情とはどのようなものか。それは「他者との関わりのなかで、自分は軽く扱われたくない」という尊厳の感情である。この感情が暴走しないで「他者が自分を尊重するなら、自分も同様に他者を尊重しよう」という抑制の効いた心理が生まれたとき、社会契約は可能となる。

社会契約において人々は、皆が持つ権利を一つに束ねあげる。そうしてできた強大

な権利を主権と呼ぶのであった。では主権は何をするのか。

主権の役割は、一般意志に基づき、共同体内での取り決めに定めることである。これはつまり自分たちを治める規則、法を定めるということだ。すなわち主権とは立法権である。そうして生まれた法が治める社会で、共同体の構成員たちは生きることになる。法は一般意志の具体化であり、一般意志の性質上、それは構成員の全員から由来し、全員に等しく適用される。

では一般意志はどこにあるのか。まずは確認だが、ルソーの議論において「人民」とは社会契約により生まれた一個の分割不能な共同体を指すのであった。つまり人民とは、生き物である人間ではなく、概念として作られた集合体だ。よって、それ自体で精神、意志を持つ主体ではない。「人民が一般意志を持つ」といった言い方は厳密には正しくない。

一般意志はあくまで個々の人間が、自らの精神のなかに見付けていくものだ。法の制定とはそのような行為であり、ある法案が一般意志に適うか否かを調べるためには、構成員全員が参加する集会で、各自が辿り着いた判断を投票で表明して、多数決で判定する。

もう少し詳しく述べよう。投票に際して個々の構成員は、法案が一般意志に適うか否かへの自らの判断を、熟議的理性を行使したうえで表明する。そうした多数決により法案の一般意志への適否を判定するわけだ。よって自分の判断と多数決の結果が異なっても、それは自分の判断が間違っていたということになる。自分の意に沿わない結果が出たということではない。自分は一般意志の判断を見付け損ねていたのだ。

よってそうして定められた法に従うことは、多数派の意志に服従することではない。それは多数派が見付けた一般意志の判断に従うことなのだ。そして一般意志は自らの意志であるゆえ、それが定める法に従うことは、自ら定めた法に従うことを意味する。

以上が、ルソーの展開した、少数派が多数決の結果に従う正当性の根拠である。コンドルセはこの議論を強く念頭に置いていたから、投票において多数派を尊重することを重視した。ペア勝者規準はその姿勢を最も明確に具体化したものだ。

いまの議論は、いかなる条件のもとで、少数派が多数派の投票結果に従うのが正当なのかを明らかにしている。まずそれは、人々が熟議的理性を働かせた投票でなければならない。そしてそのためには、投票の対象は、そのような熟議的理性の行使が可能となるものでなければならない。人々の利害対立が鋭く意志が一般化できない対象

は、そもそも投票の対象にはならない。典型的には自由や権利の侵害に関する事柄、例えば少数民族の排除や性的少数派の抑圧を、投票で決めることはできない。

では多数決によるそうした侵害の可能性をどうやって抑え込むのか。万全の策があるわけではないが、めばしいものを三つ挙げておこう。

一つ目は、多数決より上位の審級を、防波堤として事前に立てておくことだ。例えば、多数派が少数派を抑圧する法律ができないよう、上位の憲法がそれを禁止するというのが、立憲主義のやり方である。例えば日本だと、最高裁判所は、法律や条例などが憲法に違反している場合は無効とする、違憲立法審査権を有している。この仕組みが機能するためには、憲法が単なる多数決で簡単に改正できるものであってはならない。立憲主義は、民主主義の名のもとに非民主的なことがなされないよう歯止めをかけるものであり、民主制を適切に働かせる機能を持つ。

二つ目は、複数の機関での多数決にかけることだ。例えば、立法府を衆議院と参議院の二院に分け、両院の多数決をともにパスしないと法律を制定できないようにする。衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」は、この制度が機能した結果起こる現象である。

三つ目は、多数決で物事を決めるハードルを過半数より高くすることだ。一番高いハードルは100%、満場一致である。それは極端だと思われるかもしれないが、そもそも民主主義は多数派のためのものではなく、万人のためのものだ。満場一致のよいところは、法案の提案者が、皆が同意できるような法案を探し出さねばならないところである。ただの多数決だと、過半数の支持さえ得られれば法案が通るので、提案者は少数派に配慮する必要が乏しいし、またそこへ意識を向ける誘因が働きにくい。ハードルを過半数より高くすると、提案者がより広い層を配慮するようになる、というのは意外と見過ごされがちな重要ポイントである。

三つ目の点について、補足を加えよう。いま法案を「パスさせる」「パスさせない」という二つの選択肢を念頭に置き話を進めてきた。では選択肢が三つ以上の場合、どう考えればよいだろうか。選択肢が三つ以上のときには、一つの選択肢が満場一致で支持されるのはさすがに難しい。ではどの集約ルールがよいかというと、やはり有力なのがボルダールールである。多数決と異なり、ボルダールールで勝つためには、最大派のグループだけでなく、幅広い層からポイントを集めねばならないからだ。実際、順位の違いを距離のように数学的に取り扱えば、ボルダールールで勝つ選択肢は、他のどのような選択肢と比べても、満場一致との距離が近いという計算結果が出る。

出典：坂井豊貴『多数決を疑う－社会的選択論とは何か－』（岩波新書 2015 年）

（出題にあたって、一部、原文・図表を省略したり、年代・数字の表記を改めた箇所がある。）

設問Ⅰ 陪審定理について定義したうえで、著者が、その成立のために重要であると指摘する条件について、500 字以内で説明しなさい。（100 点）

設問Ⅱ 「法案の審議で多数派の判断が一般意志に適う確率が非常に高い」ということはどのような正当性を有するのか。「一般意志」「熟議的理性」及び「主権」の内容について触れつつ、1500 字以内で説明しなさい。（200 点）

2017年度③

公 法

問 題

ページ

憲 法 …… 1

行 政 法 …… 4～

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

- Ⅰ 国家公務員法 102 条 1 項は、一般職の国家公務員が人事院規則で定める政治的行為をすることを禁止しており、人事院規則 14－7 は、特定政党を支持するという政治的目的（5 項 3 号）を有する意見を不特定多数の者に対して拡声器等を使用して述べることに付き、禁止される政治的行為と定義（6 項 11 号）している。

国家公務員 X は、水産庁（農林水産省の外局）で水産技術に関する調査研究を職務とする職員である。郊外に居住する X は、休日に電車で 30 分のところにある A 市へと出かけた。A 市の駅前では、B 党（野党）を応援する A 市民の会を名乗る団体（数名）が多数の駅利用者に向けて生活保護の引き下げに反対する街頭宣伝を行っていた。

それを見た X は、宣伝行動をしていた同団体のメンバーに対し、自分も生活保護の引き下げには反対であり、そのことを訴えたい、と申し出た。メンバーは X に拡声器のマイクを渡したので、X は拡声器を使って、現状の生活保護基準でも人間的な暮らしをしていくのに十分ではない、このうえさらに引き下げすることは、人の生きる権利を奪うことだ、などと約 5 分間発言し最後に、B 党はぜひ頑張してほしい、自分も応援している、と発言した。X は、拡声器による発言の際に国家公務員であることを明らかにしておらず、また、上記団体のメンバーに対しても自分が国家公務員であることを明らかにしていない。

X はこの行為について、国家公務員法違反で起訴された。

以上の事例に関連する法令の規定の合憲性、および、X を国家公務員法違反で処罰することの合憲性について、論じなさい。

〔法令資料〕

国家公務員法

第 102 条 1 項 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

第 110 条 1 項 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以

下の罰金に処する。

十九 第 102 条第 1 項に規定する政治的行為の制限に違反した者

人事院規則 14－7（政治的行為）

4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第 6 項第 16 号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

6 法第 102 条第 1 項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

II 20XX年、総務大臣Aは、放送局Bのニュース番組が自己が属する政党の政策を強く批判する報道を続けたため、「Bは放送法4条1項に違反した政治的に不公平な放送を続けているので、電波法に基づき無線局の運用の停止を命ずるか否かの調査に入る」と表明した。しかし、これに対して、自党に不利な放送をやめさせようと権力を乱用し放送局に圧力をかけるものであるとの社会的な批判が高まり、総務省はBに対する調査に入らなかった。この事件がきっかけとなり、国会は、放送行政の政治的中立性を担保するために、新たに電波管理委員会を設け、放送行政に関する権限を同委員会に移す法律（電波管理委員会設置法）を制定した。

電波管理委員会設置法によれば、電波管理委員会は、放送免許の付与、同免許の更新の承認、無線局の免許、無線局の運用の停止命令などの権限を有する。同委員会は、内閣の所轄の下にあり、その委員（3名）は国会の同意の下に内閣によって任命されるが、4年間の任期中、著しい非行があった場合を除き内閣により罷免されない。そして、同委員会は、その職権の行使につき独立性を有しており、内閣や総務大臣等の行政機関による指揮監督を受けない。但し、予算編成権は内閣にあり、さらに、その活動につき国会に年次報告を提出しなければならない。

上記のような電波管理委員会の設置が「行政権は、内閣に属する」と定める憲法65条に違反しないか、について論じなさい。

[法令資料]

放送法 4 条 1 項 放送事業者は、国内放送及び内外放送……の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

電波法 76 条 1 項 電波管理委員会は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3 箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

(電波管理委員会設置に伴う改正後の規定)

行政法③

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

〔事実〕

Aは、B県内において旅館業を經營することを計画し、B県知事に対して旅館業經營許可を申請した(以下「本件申請」という)。本件申請にかかる施設から約100メートル離れた場所には、Cの設置する保育所があった。B県の担当者は、Aに対して、Cが本件申請に同意していることを証する書面(以下「同意書」という)を提出することを求める行政指導を行った。それに対してAは、法令上は同意書を提出する義務はないことを指摘して、上記の行政指導に従うことを拒否した。B県では旅館業經營許可の標準処理期間は14日とされていたが、B県知事は、本件申請があった日から14日が経過した後においても、本件申請に対する処分をしなかった。Aは、B県の担当者に苦情を申し立て、直ちに本件申請に対する処分をするよう求めた。それに対してB県の担当者は、「同意書の提出があるまでは許可は出せない」と述べ、改めて同意書の提出を求める行政指導を行った。

〔資料〕

○ 旅館業法(昭和23年法律第138号)

第3条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事(中略)の許可を受けなければならない。(以下略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するとき、同項の許可を与えないことができる。

一～三 (略)

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地(中略)の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 (略)

二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

三 （略）

4～6 （略）

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 7 条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 （略）

○ B 県行政手続条例

第 31 条 申請（法律又は法律に基づく命令に基づくものを含む。）に関連する行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことが当該行政指導の目的とする公の利益を害するおそれがあり、かつ、社会通念上許容できないと認められる特段の事情が存する場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

〔設問〕

以下の全問に解答しなさい。

- (1) B 県の担当者が、A に対して同意書の提出を求める行政指導を行ったことは、行政手続法または B 県行政手続条例の規定に違反するか。
- (2) B 県知事が、A が同意書を提出しなかったことを理由として、旅館業法 3 条 3 項にいう「当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがある」ことを認め、本件申請に対して不許可処分をした場合、この処分は違法となるか（手続上の違法を検討する必要はない）。

2017年度③

民 法

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民法③

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(20 点)

- (1) 動機の不法
- (2) 人格権

II 次の問題〔1〕・〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕 次の事実をふまえた上で、下記の問いに答えなさい。

1. Aは海外旅行ツアーで知り合った会社役員のBの一人息子Cが医学部志望なのだが、もう二浪していて困っているという話をたまたま聞く機会があった。
2. AはBに「自分はかつて医学部受験者のための予備校で事務長をしていた。実はP大学医学部ならば、2000万円で裏口入学できるルートを知っている」と言う。
3. そこでBはわらにもすがる気持ちで、「2000万円用意するから、ぜひ裏口入学のあっせんを頼みたい」とAに申し出た(2015年12月10日)。
4. Bは2000万円をAに渡したが、結局CはP大学医学部には入学できないことが確定した(2016年3月31日)。
5. 同年4月3日にBがAに2000万円の工作資金の返還を迫ったところ、Aから「裏口入学のあっせん契約に基づく工作資金の返還は民法上認められない」とよくわからないことを言われた。

(問い1) 上記事実を前提に、同年4月10日にBからAに2000万円の返還を請求できないのかを相談された法科大学院受験生のあなたはどのように回答しますか。民法の条文上の根拠も示して答えなさい。(50点)

(問い2) 5の事実があった後で再度BがAに2000万円の支払いを迫ったところ、Aは「2000万円を支払うからしばらく待ってくれ」と言った(同年5月20日)。しかしいっこうにAからの支払いがなく、それから4年が過ぎた時点で、BはAに2000万円の返還請求訴訟を提起しようと考えた。この場合は、Bの請求は認められるかを上記5の事実もふまえて論じなさい。(50点)

〔2〕 次の事実をふまえた上で、下記の問いに答えなさい。なお、(問い1)と(問い2)はそれぞれ独立した問いである。

Aは、時価100万円はする骨董品の壺(以下「甲」という。)を所有している。2015年4月1日、AはBに甲を100万円で売却する約束をした。代金支払いは甲のBへの引き渡しと引き換えにされる約束であった。Bの自宅の座敷のリフォーム工事が予定より長引き4月15日くらいに完了することになったため、BはAに対し4月16日には甲を引き取りに行くので、それまで預かっておいてほしいと申し出たところ、Aはそれを快諾した。

(問い1) 4月10日頃、CがAを訪れ、甲を150万円で売ってくれないかと申し出たため、AはCに甲を売ることにし、その日のうちに売買契約を締結すると、代金150万円と引き換えに、甲をCに引き渡し、Cは自分のワゴン車の荷台に甲を積んで、自宅に持ち帰った。Bは、Cから甲を取り戻すことができるか。(50点)

(問い2) 4月10日頃、DがBを訪れ、甲を150万円で売ってくれないかと申し出たため、BはDに甲を売ることにし、その日のうちに売買契約を締結した。ただし、甲のDへの引き渡しは4月20日、代金も引き渡しと引き換えに現金で支払われる約束であった。

ところが、4月15日の夜、Aの自宅の火災によって、甲は焼失した。この火災がAの同居の子Eの過失による時と、第三者の放火によるものでありAには火災の防止ができなかった場合に分けて、A B間の法律関係を論じなさい。(50点)

2 0 1 7 年度③

商 法

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法③

I 約束手形法における裏書の連続の意義と効果について、説明しなさい（150 字以内）。(20 点)

II 次の問題〔1〕と〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80 点)

〔1〕 甲株式会社（以下、「甲社」）は、食品輸入・販売を事業目的とする公開会社であり、監査役設置会社である。甲社は、大会社ではなく、上場会社でもない。甲社は、京都府を中心に近畿圏でその事業を展開している。甲社の取締役は、代表取締役社長A、代表取締役副社長Bのほか、代表権のない業務執行取締役のCおよびDと、社外取締役のEの合計5名である。また、甲社の総資産は6億円、資本金は1億円である。Aは、その長男であるFに自分の後をついで甲社の経営にあたって欲しかったが、現在甲社の営業部長の地位にあるFはほとんど実績もないのに社内で威張りちらすことから、Bをはじめとする他の甲社の取締役や従業員からすこぶる評判が悪かった。こうした中で、Aは個人で100%出資して乙株式会社（以下、「乙社」）を設立し、その代表取締役にFが就任した。乙社は、滋賀県を中心に近畿圏で、食品輸入・販売事業を開始した。乙社が丙銀行から1億円の融資（以下、「本件融資」）を受けようとしたところ、丙銀行は、FとAに対して、甲社の保証（以下、「本件保証契約」）がなければ融資は実行できないと回答した。そこで、Aは甲社の取締役会を招集し（以下、「本件取締役会」）、本件保証契約についての承認を求めた。本件取締役会で、Aは、乙社につき100%個人出資の会社であるとは説明したが、その事業テリトリーは中京圏との虚偽の説明を行い、また、Fの乙社代表取締役への就任も説明しなかった。本件取締役会では、本件保証契約の締結につき、AとCが賛成し、Bが反対するとともに、DとEは欠席した。丙銀行は、本件取締役会の議事録を甲社から徴求した後に、本件融資を実行した。その1年後に乙社が倒産したため、丙銀行は、甲社に対して本件保証契約の実行を求めた。

以上の事実関係のもとで、甲社が、丙銀行に対する保証契約の実行を拒めるかどうかについて検討しなさい。(40 点)

〔2〕 X株式会社（以下、「X社」）は、和洋菓子製造・販売を事業目的とする公開会社であり、監査役設置会社である。X社は、大会社ではなく、種類株式発行会社でもない。X社の取締役は、A、B、C、Dの4名であり、その中で、Aが代表取締役である。Aは、X社の創業者（故人）の長男であり、Bは同じくその次男、Cは同じくその長女である。Dは、X社の取引銀行の出身である。X社の定款上の発行可能株式総数は5万株であり、現時点での発行済み株式総数は3万株である。なお、X社は、現時点で自己株式は保有していない。A・B・Cは、各々、X社株式1万株を保有している。近年、AとB・Cの間でしばしば経営方針をめぐる意見に対立が生じており、不安にかられたAは、自派の持株比率を増加させるための募集株式の発行を企てた。平成29年2月1日、X社は、取締役会を開催し（以下、「本件取締役会」）、Aは、その議案として募集株式2万株の発行を提案した（以下、「本件新株発行」）。本件新株発行の割当先は、パンの製造・販売を事業目的とするY株式会社（以下、「Y社」）単独とし、その発行価額は、公認会計士の評価を経て、1株1000円とされた。また、本件新株発行の目的は、Y社との関係の強化と説明された。本件取締役会は、本件新株発行を全取締役の賛成で承認した。ところが、実際には、X社の株価（1株あたり）は、どのような評価方法を用いても1株2000円を上回っており、また、AとY社の間では、本件新株発行後に速やかに、Aが、Y社から2万株のすべてを、1株1100円で買い取るとの合意がなされていた。同年2月2日、X社は、官報で、本件新株発行の公告を行い、同年2月20日に、Y社が2万株のすべてにつき、払込みを終えて、本件新株発行の効力が生じた。その後、同年4月1日に、Y社は、Aに2万株のすべてを1株1100円で譲渡した。同年5月1日に、BとCは、Y社からAによる買戻しの事実と適正なX社の株価を聞き出した。

以上の事実関係のもとで、同年5月の時点で、BとCが本件新株発行の瑕疵について争う手段（訴訟上の手段）について述べるとともに、その請求が認容されるかどうかにつき検討しなさい。（40点）

2017年度③

刑 法

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

Ⅰ 中止未遂における刑の必要的減免の根拠を述べた上で、以下の事例における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲（女性）は、自己の妹Aがプロの歌手として名声を得ているのに自分は歌手として売れないままであることから、Aに対して嫉妬のあまり彼女を殺害しようと考えた。そこで、甲はプロの殺し屋乙に報酬を支払ってAの殺害を依頼した。しかし、その後、自己の非を悟った甲は、乙によるA殺害を阻止しようとして、これもプロのボディーガードBを雇い、その結果、Bは、仕込み銃でAを殺害しようとして狙いをつけ引き金に指をかけた乙を、弾丸発射直前に狙撃して乙に重傷を負わせ、Aを救助した。

なお、Bはボディーガードとしては超一流で、これまで、狙われた人物の保護に失敗したことは一度もなかった。また、Bの上記狙撃は正当防衛に当たるものであった。

Ⅱ 以下の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、中学を卒業後に家出し、アルバイトをしつつ不良仲間の部屋に入り込んで過ごしていたが、家出して半年後、遊ぶ金がなくなったので、自宅に帰って金目の物を持ち出そうと考え、自宅に着いたところ、留守であった。そこで、以前から持っていた鍵を使って中に入り、居間を見渡したが金目のものがないので、父親Aの部屋に入ったところ、机の上に本格的な高級カメラがあった。甲は、それをAの持ち物と考えて持ち出し、売り払った。ところが、そのカメラは、Aが友人のBから一時借りていたもので、Aの持ち物ではなかった。

2017年度③

訴訟法オプション試験

問 題

ページ

民事訴訟法 …… 1

刑事訴訟法 …… 2～

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民事訴訟法③

I 次の語句を 80 字以内で簡潔に説明して下さい。(10 点)

「自由な証明」

II 次の事案を読んで、下記の問いに答えなさい (90 点)。

XはYから京都市中京区内にある土地を4,000万円で買い受け、代金を完済したが、Yは登記を移してくれない。そこで、京都地裁に所有権移転登記手続を求める訴えを提起した(以下、本訴という)。この訴訟が係属中に、YがXを相手取って、本件土地につき、上記売買は解除したとして、①自己の所有権の確認、②Xが上記所有権移転登記手続請求権を有しないことの確認を求める別訴を提起した。

〔1〕 この場合、別訴を提起された裁判所としては、どのようにこの訴えを取り扱うことになるのか。

〔2〕 本訴において、Yは、Xはまだ代金の全額を支払っていないと反論し、同時履行の抗弁権を主張する場合、裁判所は売買契約の成立を認めつつも、そのY主張の同時履行の抗弁権も認容する場合、請求棄却判決をすることになるのか。請求棄却以外の内容を判示するとすれば、それはどのようなものになるのか、また、そのような内容の判決は処分権主義に反することにならないか。

刑事訴訟法③

I 以下の〔1〕、〔2〕について、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

〔1〕 別件逮捕・勾留を定義しなさい。(10点)

〔2〕 訴因対象説が考える訴因の本質について、述べなさい。(10点)

II 次の【事例】を読み、下記の設問にすべて答えなさい。(80点)

【事例】

(1) 甲は、妻乙子の姪である丙子を甲方居宅に同居させ、父親代わりとしてその面倒をみていた。丙子が京都市〔中略〕所在の朱雀マンション104号室に引っ越すこととなり、平成26年6月2日および3日に、甲は、丙子の家財道具を丙子方居室に運び込んだうえ、同月3日の夜は、丙子らとともに甲方居宅に戻った。

(2) 同年6月4日午前10時ころ、京都府中京警察署に、「甲が、運転する車両番号3308のベンツのトランクに覚せい剤5キログラムを隠しており、本日中に売りさばく予定だ」旨の情報が寄せられた。中京警察署のA警察官ら9名は3台の捜査用車両に分乗して甲方居宅近くに行き、同日午前11時50分頃から、甲方居宅の張込みを実施した。午後2時ころ、甲が運転する車両番号3308のベンツが、助手席に丙子を乗せて、甲方居宅駐車場から発進した。警察官Aらは、捜査用車両で、甲運転のベンツを追尾した。

(3) 同日午後2時12分ころ、甲運転のベンツは朱雀マンション前に停車し、甲および丙子が同車後部トランクからペーパーバッグ数個を含む荷物を取り出し、丙子方居室に運び込んだ。

(4) 警察官Aらは、甲が前記情報のおり大量の覚せい剤を丙子方居室に運び込んだものと判断し、朱雀マンションの張込みを実施した。同日午後3時30分ころ、甲が左手でスマートフォンを持ち、右手でペーパーバッグ1個を抱えるようにして丙子方居室から出て来て、ベンツの運転席ドアを開けようとした。そのため、同車近くで張込みをしていた警察官Aら5名の警察官が甲のところに駆けつけ、甲に対する職務質問を実施するため、警察官Aが警察手帳を示しながら声をかけた。声をかけられた甲

は、突然路上にスマートフォンを投げ捨て、ペーパーバッグを右脇に抱え、西方に向かって全力で走り出したため、警察官A、Bの2名が甲の後を追いかけた。

(5) 朱雀マンションから西方20メートル離れた場所で張込みをしていた警察官Cは、逃走してくる甲を認めたため、道路の中央付近で両手を広げ、「止まれ」と大声を出して甲に停止を求めた。甲は、警察官Cに衝突し、転倒した。転倒した甲に追いついた警察官Aは、甲の右腕を抱えるようにして立たせ、警察官B、Cとともに、甲を取り囲んだ。警察官Aは、甲の足元のペーパーバッグについて、その中身を尋ねたが、甲はこれに答えなかった。警察官Bが、警察官Aに対し、「ペーパーバッグを検査しましょう。覚せい剤が出てきたら、逮捕できます」と言ったところ、警察官Aは、「路上で逮捕はまずい。朱雀マンションの部屋まで行ってからだ」と答えた。

(6) 警察官Aら3人は、甲の両腕を警察官B、Cが掴んだ状態で、朱雀マンション104号室前に赴いた。同マンションにいた丙子に対し、警察官Aが、甲の話聞くために丙子方居室に入っていいかどうかを尋ねたところ、丙子がこれを承諾したので、甲らとともに丙子方居室に入った。

(7) 丙子方居室内の入口付近において、警察官Aが、甲に対し、ペーパーバッグの中身について再度質問したが、甲が知らないというので、さらにペーパーバッグの中身を確認してもいいかと尋ねたところ、甲は、横を向いたままで答えようとしなかった。そこで、同日午後3時40分ころ、警察官Aは、ペーパーバッグの中に手を差し入れ、新聞紙包みを取り出し、さらにそれを開披して、ポリ袋入り覚せい剤1袋を発見した【行為①】。警察官Aは、甲に対し、「お前の覚せい剤だな」と質問したが、甲は黙っていた。

(8) 覚せい剤を発見した後、警察官Aは、同日午後3時45分、甲を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、ペーパーバッグから発見されたポリ袋1つを差し押さえた。警察官Aは、丙子に対し、「他に覚せい剤を隠していませんか。室内を捜します」と告げた。そのさい、甲は大声で、「お前ら、なんでここを捜すんや。関係ないやろう」と言ったが、丙子は「いいです。室内を捜して下さい」と答えた。警察官Aらは、手分けして、丙子方居室内をくまなく搜索した【行為②】。この搜索の結果、同日午後3時47分ころ、警察官Dが、台所流し台の下に新聞紙に包まれているポリ袋入り覚せい剤2袋を発見した。そこで、同日午後3時55分、警察官Aらは、丙子についても、覚せい剤の共同所持の現行犯人として逮捕するとともに、丙子方台所流し台下から発見されたポリ袋2つを差し押さえた。

〔１〕 行為①は適法か違法か、論じなさい。

〔２〕 行為②は適法か違法か、論じなさい。